

る事業費など全てを含むこととされたことからすれば、本件収支予算計画書は、那覇身協において、本件募集要項の趣旨を十分理解せずに、本件センターの維持管理に関する業務についてのみ収支を計上すれば足りると誤解して作成されたものと認められる。そして、担当者であった座安まり子（以下「座安」という。）が那覇身協に対して本件収支予算計画書の差替えを依頼したところ、那覇身協がこれを差し替えることはなかったが、那覇身協が指定管理者として指定された後に行われた那覇市と那覇身協との間の協議において、本件収支予算計画書の記載が誤りであることが確認され、那覇身協から平成21年度の支出見積りを4154万円とする見積書（乙13）の提出を受けた上で、那覇市は、単年度当たりの指定管理料を平成20年度までの指定管理料（814万円）及び事業委託料（3340万円）の合計額と同額である4154万円とする本件基本協定及び本件各年度協定を締結したものであり、これは、指定管理料は「指定管理者の候補者が申請の際に提示した金額をもとに、市と指定管理者候補者との間で協議のうえ、予算の範囲内で単年度毎に協定して定めます」とする本件募集要項（乙10の1・3頁）に沿うものである。

そうすると、本件収支計画書には誤りがあったものの、これは那覇身協の誤解に基づく不備に止まり、軽微なものといえることができる。そして、本件募集に係る指定管理者の指定、これに引き続く本件基本協定及び本件各年度協定の締結は、本件募集要項に沿って適切に行われたものといえることができ、平成21年度からの指定管理料も同19年度及び同20年度の費用と実質的には同額であり不相当に高いとも認められないから、本件において、本件各支出命令の違法性を導くような事実は認められない。

原告は、那覇身協が本件収支予算計画書において指定管理料を819万円と申請した以上は、那覇市は各年度の指定管理料をこれと同額に定めるべきであったと主張するが、本件収支予算計画書にⅡ型事業を考慮に入れていな

いという意味での誤りがあったものというべきであり、実際に、担当者であった座安も誤りだと気付いて差替えを求めていた上、本件募集要項においても、指定管理料は収支予算計画書において提示された金額を参考として最終的には市と指定管理候補者との間で協議して決められるものとされているにすぎないのであるから、那覇市が、かかる本件収支予算計画書の記載に拘束され、819万円の範囲でのみ指定管理料を支払うべき義務が生ずるなどとは認められない。

また、原告は、本件収支予算計画書に誤りがある以上、本件募集に係る那覇身協の申請は無効となる旨の主張もするが、本件収支予算計画書の不備は軽微であり、申請の無効事由となるべき「申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合」、「申請書類に虚偽又は不正があった場合」又は「その他不正な行為があった場合」（乙10の1・8頁）に該当しないことは明らかである。

以上によれば、本件収支予算計画書の不備をもって本件各支出命令が違法であるとする原告の主張は理由がなく、採用することができない。

- (2) 次に、原告は、本件各支出命令のうち平成25年4月1日から平成26年3月31日までに行われたものについては、平成25年度からⅡ型事業を障害サービス事業に切り替えていれば合計1830万円の補助金を受けられていたはずであるから、これを切り替えずに補助金の交付を受けることなく那覇身協に対して指定管理料を支払ったことが違法であると主張する。

前記前提事実のとおり、平成24年9月の本件改正により、本件センターが行う事業として新法5条1項の定める障害福祉サービス事業が追加されたものであるが、実際にⅡ型事業から障害福祉サービス事業へ切り替えるにはその準備に相応の時間がかかるものと考えられ、補助金を受けられるようになるとしても、条例改正後にどの時点で障害福祉サービス事業に切り替えるかは、那覇市の裁量に属するものと解される。本件において、平成25年度

中に障害福祉サービス事業を開始すべきことを基礎付ける具体的事情は特段見当たらず、平成26年度から障害福祉サービス事業が開始されているとうかがわれることにも照らせば、平成25年度中に障害福祉サービス事業への切り替えを行わなかったことが裁量の逸脱に当たるとは認められないから、平成25年度中に行われた本件各支出命令が財務会計法規上の義務に違反して違法であるとも認められない。

したがって、原告の上記主張も採用することができない。

(3) よって、本件各支出命令に違法性は認められない。

第4 結論

以上によれば、原告の訴えは、主文第1項に掲げる範囲において不適法であるから却下し、その余の請求については理由がないから棄却すべきものである。

よって主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 鈴木 博

裁判官 宮崎 陽 介

裁判官 中 町 翔

別紙

通し番号	年度協定	金額	支出命令	執行
1	平成21年度	3,500,000	H21.4.2	H21.4.13
2		3,500,000	H21.5.1	H21.5.13
3		3,500,000	H21.6.1	H21.6.9
4		3,500,000	H21.7.1	H21.7.9
5		3,500,000	H21.8.3	H21.8.11
6		3,500,000	H21.9.2	H21.9.11
7		3,500,000	H21.10.1	H21.10.16
8		3,500,000	H21.11.2	H21.11.16
9		3,500,000	H21.12.2	H21.12.11
10		3,500,000	H22.1.6	H22.1.18
11		3,500,000	H22.2.1	H22.2.12
12		3,040,000	H22.3.1	H22.3.12
13	平成22年度	7,000,000	H22.5.11	H22.5.18
14		3,500,000	H22.6.9	H22.6.17
15		3,500,000	H22.7.1	H22.7.9
16		3,500,000	H22.8.4	H22.8.12
17		3,500,000	H22.9.3	H22.9.16
18		3,500,000	H22.10.6	H22.10.18
19		3,500,000	H22.11.9	H22.11.16
20		3,500,000	H22.12.2	H22.12.13
21		3,500,000	H23.1.11	H23.1.18
22		3,500,000	H23.2.7	H23.2.16
23		3,040,000	H23.3.2	H23.3.14
24	平成23年度	3,500,000	H23.4.20	H23.5.9
25		3,500,000	H23.5.18	H23.5.31
26		3,500,000	H23.6.7	H23.6.21
27		3,500,000	H23.7.4	H23.7.13
28		3,500,000	H23.8.1	H23.8.9
29		3,500,000	H23.9.5	H23.9.16
30		3,500,000	H23.10.3	H23.10.12
31		3,500,000	H23.11.8	H23.11.21
32		3,500,000	H23.12.6	H23.12.16
33		3,500,000	H24.1.4	H24.1.17
34		3,500,000	H24.2.1	H24.2.13
35	3,040,000	H24.3.2	H24.3.14	
36	平成24年度	3,470,000	H24.4.13	H24.4.26
37		3,470,000	H24.5.1	H24.5.14
38		3,470,000	H24.6.5	H24.6.13
39		3,470,000	H24.7.2	H24.7.11
40		3,470,000	H24.8.1	H24.8.9
41		3,470,000	H24.9.3	H24.9.14
42		3,470,000	H24.10.2	H24.10.16
43		3,470,000	H24.11.5	H24.11.13
44		3,470,000	H24.12.3	H24.12.13
45		3,470,000	H25.1.7	H25.1.17
46		3,470,000	H25.2.5	H25.2.18
47	3,370,000	H25.3.1	H25.3.11	
48	平成25年度	3,470,000	H25.4.10	H25.4.23
49		3,470,000	H25.5.2	H25.5.14
50		3,470,000	H25.6.3	H25.6.13
51		3,470,000	H25.7.1	H25.7.11
52		3,470,000	H25.8.1	H25.8.13
53		3,470,000	H25.9.2	H25.9.9
54		3,470,000	H25.10.1	H25.10.9
55		3,470,000	H25.11.5	H25.11.14
56		3,470,000	H25.12.2	H25.12.11
57		3,470,000	H26.1.6	H26.1.17
58		3,470,000	H26.2.3	H26.2.12
59		3,370,000	H26.3.3	H26.3.11

これは正本である。

平成27年12月9日

那覇地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 平 良

睦